

(仮称) 甲賀市こども計画の策定について (概要説明)

1. 計画策定の趣旨

こども・若者の権利及びこども施策を取り巻く経過を踏まえ、本市においても、こども・若者の権利を保障し、当事者の意見を尊重しつつ、全てのこども・若者の健やかな成長を促すことを目指し、こども・若者に関する施策を総合的に推進する必要があるため、(仮称) 甲賀市こども計画を策定する。本計画の策定にあたっては、令和7年3月に策定した「第3期甲賀市子ども・子育て支援事業計画」を基盤とし、5つの計画を包括することにより、こども施策に統一的に横串を通す。

包括する計画	根拠法令
こども計画	こども基本法 第10条
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困対策の推進に関する法律 第9条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条、第62条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第9条

2. 本計画策定のポイント

(1) こども大綱におけるこども施策に関する重要事項

ア. ライフステージを通じた重要事項

- ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ・こどもの貧困対策
- ・障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

イ. ライフステージ別の重要事項

①こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

②学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

③青年期

- ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ウ. 子育て当事者への支援に関する重要事項

- ・ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ・ 地域子育て支援、家庭教育支援
- ・ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ・ ひとり親家庭への支援

(2) 基盤計画からの主な変更点

	甲賀市子ども・子育て 応援団支援事業計画	(仮称) 甲賀市こども計画
対象	こども及び子育て世代	0歳から39歳まで
期間	令和7年度から 令和11年度までの5年間	第1期：令和9年度から令和11年度までの3年間 第2期以降：5年間
策定体制	対象を拡充することに伴い、多様な関係者に意見を聴取できる場を設定。	
基本理念	対象を拡充することに伴い、対象に対する連続性・網羅性を確保した基本理念を設定。	
基本方針	対象を拡充することに伴い、対象に対する連続性・網羅性を確保した基本方針を設定。	
施策の体系	対象を拡充することに伴い、対象に対する連続性・網羅性を確保した施策体系を構築。 なお、より広範な計画となるため、基幹的な取り組みを中心に構成する。	
推進体制／ 進捗管理・評価	計画上に記載なし	記載
資料編	用語集の記載なし	用語集を記載

3. 意見聴取の場の確保

本計画の策定にあたっては、ライフステージに沿った施策体系の構築が重要となり、その構築には当事者の意見を反映することが必要と考える。ついては、以下のとおり、関係者の意見を聴取する場を確保する予定。

No.	項目	対象
1	こども（小5・中2）へのアンケート	小中学生
2	人権フェスタにおけるアンケート調査	全市民
3	支援を要するこども及び支援施設へのヒアリング	支援者、要支援児童
4	子ども議会とそのOB・OGへの対面意見聴取	小中高生
5	高校生へのアンケートまたはワークショップ	高校生
6	就学前児童の保護者へのアンケート調査	子育て世代
7	小5・中2の保護者へのアンケート調査	子育て世代
8	18～39歳の若者へのアンケート調査	若者
9	市民意識調査 ※過年度実施分も参照	全市民
10	わかもの会議における議論	若者
12	パブリック・コメント	全市民

4. スケジュール

年月	項目	内容
R8.5	審議会①	計画骨子案検討
7	審議会②	計画素案検討
9	審議会③	計画素案検討②
11	審議会④	答申案 検討
R9.1	パブリック・コメント	パブリック・コメント実施
3	公表	計画策定

【参考】子ども・若者の権利及び子ども施策を取り巻く近年の動き（計画策定の背景）

時期	出来事	内容
1989 年 11 月	児童の権利に関する条約の採択	・子どもの様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利についても定められた。 ・条約では、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重を4つの原則としており、子ども基本法の基本理念にも取り込まれている。
1994 年 4 月	日本が批准	児童の権利に関する条約について、日本が批准
2023 年 4 月	子ども家庭庁の創設	・これまで内閣府や厚生労働省等が担っていた子ども政策に関する事務が、子ども家庭庁に一本化された。 ・子ども・若者を取り巻く複雑化・複合化する課題に対して、省庁の垣根を越えて包括的に対応する体制が整備された。
	子ども基本法の施行	日本で初めて、子ども施策の根拠となる包括的な法律が施行。
12 月	子ども大綱の策定	・子ども施策の基本的な方針等を定める「子ども大綱」が閣議決定。 ・これまで個々に定められてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化された。